

平成26年度 第9回香取市農業委員会総会議事録

平成26年12月18日

平成26年12月18日(木)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第6号 米価の長期的な安定及び向上を求める建議(案)について
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第8 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第9 報告第3号 廃土処理(公共事業施行)事業届出について
日程第10 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は42名で、その氏名は下記のとおり

2番	坂本弘	3番	内山勝己
4番	今泉憲一	5番	伊能隆男
6番	菅谷樹雄	7番	石橋新一郎
8番	玉造和男	9番	宮増伸彦
10番	加瀬由美子	11番	林藤江
12番	宮崎正子	13番	高城博
14番	埴武久	15番	篠塚正悟
16番	浅野文男	17番	向後和夫
18番	高木甚一	19番	野平謙一
20番	佐藤義男	21番	林弘
22番	宮田毅	23番	栗田元一
24番	伊藤はつ子	25番	大坂雅道
26番	星越清徳	27番	飯森茂

28番	高	木	彌	29番	大	堀	潔
30番	高	木	重樹	31番	高	木	哲吉
32番	栗	林	利男	33番	菅	谷	晁
34番	伊	藤	寛	35番	椿	康	弘
36番	本	宮	敏雄	37番	宮	負	厚美
38番	菱	木	重雄	39番	小	倉	新一
40番	多	田	晃一	41番	大須賀	常	政
42番	三	橋	和男	43番	小	林	一男

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

1番 伊藤太雄

1. 事務局職員出席者

事務局長	八	本	栄	男	管理班長	椎	名	正	志
農地班長	高	橋	重	正	主査	伊	能		弘
主査	伊	藤		健					

開会 午後 2時59分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、42名です。

欠席委員は、1番 伊藤太雄委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成26年度第9回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、9番 宮増伸彦委員、35番 椿 康弘委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成26年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲渡人は経営移譲年金受給中のため使用貸借権再設定するものです。

整理番号2番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号3番、譲受人は農業後継者であり贈与を受けるため所有権移転するものです。

整理番号4番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号5番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号6番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号7番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号8番、譲受人は農業後継者であるため贈与を受けるもので所有権移転するものです。

整理番号9番、譲渡人は経営移譲年金受給中のため使用貸借権再設定するものです。

整理番号10番、譲受人は農業後継者であり贈与を受けるため所有権移転するものです。

整理番号11番、譲受人は農業後継者であり贈与を受けるため所有権移転するものです。

整理番号12番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 去る、12月15日、午後1時30分より市役所5階504会議室において、第2班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は12件であります。

案件については、それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、報告いたします。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、2番 坂本委員。

2番坂本委員 この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると認められるので、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 議案第1号 1番については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案でありますので、当該事案を分離して審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号1番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号1番は、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議長 次に、2番について、6番 菅谷委員。

6番菅谷委員 この申請は、譲受人が自宅から近い申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 次に、3番について、9番 宮増委員。

9番宮増委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係でございます。住所はこの方、行方市になっております。現在も譲渡人が地元に来まして、田んぼの耕作を行っております。農業後継者ということで贈与するものであります。

譲受人は現在、申請地を先ほど申しましたように耕作をしております。譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、4番、5番の2件について、15番 篠塚委員。

1 5番篠塚委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が申請地を売買により譲り受け農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、整理番号5番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が申請地を売買により譲り受け農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、6番について、25番 大坂委員。

2 5番大坂委員 この申請は、譲受人が自作地に隣接した申請地を売買により譲り受け農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、7番について、33番 菅谷委員。

3 3番菅谷委員 この申請は、譲受人が申請地および申請地の隣接農地を農用地利用集積計画による売買により譲り受け農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、8番について、37番 宮負委員。

3 7番宮負委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係で、子に贈与するものであり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、9番から11番の3件について、42番 三橋委員。

4 2 番三橋委員 整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、農業後継者の譲受人に贈与するものであります。

なお、譲受人は現在、申請地を耕作しており、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号11番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が耕作している借地を中途解約して、親戚である譲渡人から贈与により譲り受けるものであり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、12番について、43番 小林委員。

4 3 番小林委員 この申請は、譲受人が自宅に近い申請地を売買により譲り受け農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く11件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く11件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く11件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成26年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

転用を伴う賃借権設定で搬出入路用地とのことであります。

この案件は、搬出入路用地の山砂採取に伴う期間延長でございます。

周辺農地等にも被害がないので問題がないと思われまます。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 それでは、議案第2号について、事前審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の計画変更案件は1件であります。

審査結果について、報告いたします。

整理番号1番、山砂採取計画事業の期間延長の計画変更であり、農地にも影響は見られないことから問題はないとの意見でありました。

したがって、議案第2号について、農地法第5条の計画変更承認要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 それでは、整理番号1番について説明いたします。

平成 21 年から継続している砂利採取事業で事業継続に伴う期間延長です。各書類、計画とも適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件をみたしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 2 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第 3 議案第 3 号

議 長 日程第 3 議案第 3 号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成 26 年 12 月 18 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号 1 番、共同住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第 3 種農地と判断されます。農地法第 4 条第 1 項の許可申請の要件を満たしているものと考えられます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第 2 班班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 それでは、審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

この案件については、現地調査を行いました。審査結果について報告いたします。

現地調査を行った結果、転用内容は共同住宅用地であり、実効性等問題はないとの意見がありました。したがって、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を願います。

整理番号1番について、20番 佐藤委員。

20番佐藤委員 場所につきましては、〇〇〇〇の東側に〇〇〇〇があります。その南側にあ
る土地であります。

申請者は既にアパートを何棟も経営されております。さらに老後の安定した収入を得るためにアパートを建設するということでもあります。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後水路へ放流とのことで、土地改良区の同意書の添付があり問題なく、雨水は敷地内処理とのことです。周辺農地は所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成26年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、転用を伴う賃借権設定で太陽光発電施設用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号2番、転用を伴う所有権移転で診療所兼住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で資材置場用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号4番、転用を伴う所有権移転で進入路及び車庫用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号6番、転用を伴う所有権移転で建売分譲用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号7番、転用を伴う所有権移転で資材置場用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号8番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号9番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号10番、転用を伴う貸借権設定で太陽光発電施設用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号11番、12番、13番、14番は関連案件であります。

転用を伴う貸借権設定で土採取用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

以上のことから1番から14番までの申請については、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えられます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班班長 高木哲吉委員。

3 1番高木委員 それでは、審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は14件であります。

このうち、整理番号1番、3番、7番、11番から14番については、現地調査を行いました。

現地調査を行った結果、この7件につきましては、実効性等問題はないとの意見でありました。

また、他の案件についても、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、1番 伊藤委員であります。本日欠席により事務局より意見書の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、整理番号1番について、説明いたします。

まず、場所でございますが旧佐原市であります。その中の〇〇地区に入り地区中心に〇〇〇〇がありますが、その近接〇〇メートルに位置します。

譲受人は、現在香取市を中心に建設事業を営んでおりますが、事業規模拡大と安定収入を見込み転用するものであります。

雨水は自然浸透とし、特に造成工事等を行わないとのことであります。

また、添付書類等整っていることから、許可申請は妥当と判断いたしました。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、2番について、2番 坂本委員。

2番坂本委員 場所は、〇〇〇〇より北西約〇〇メートル、〇〇〇〇ということで区画整理内、都市計画の用途区域内でございます。

〇〇〇〇沿いで上下水道の完備ができる所でございます。

譲受人は、現在勤務医として勤めていますが、今般独立し歯科医院を開業するため、その診療所兼住宅を建築する計画で、その用地を譲り受けるものです。

埋立は行わず、整地のみで用水は上水道、汚水・雑排水は公共下水、また雨水は宅地内処理とのことです。

周辺農地もなく、各書類、事業計画等も適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可要件を満たしており、問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、3番、4番の2件について、13番 高城委員。

13番高城委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所については、〇〇〇〇線〇〇〇〇の後ろ辺りになります。

譲受人は建設業を営んでおり、事業拡大し業務量が増加したため、現在の資材置場では手狭なため申請地を資材置場用地とするものです。

雨水は敷地内処理で周辺農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所については、整理番号3番のちょうど〇〇〇〇を挟んだ反対側〇〇地先になります。

現在、譲受人の自宅敷地は譲渡人の土地を借りて自宅へ進入しているため、隣接地を購入し進入路および車庫用地とするものです。

雨水は敷地内処理で、周辺農地所有者からの同意もあり、資金計画・造成計画についても

適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、5番、6番の2件について、16番 浅野委員。

16番浅野委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですけれども、〇〇〇〇から左側になりますが、〇〇〇〇の〇〇〇〇の隣りになります。

譲受人は、現在アパートに住んでおり、子供の成長に伴い手狭なため住宅を建築することです。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流し、雨水は宅地内処理とすることです。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですけれども、整理番号5番の隣りになります。

譲受人は、不動産業を営んでおり申請地周辺は環境もよく需要が見込めるため建売分譲用地とするとのことです。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流し、雨水は宅地内処理とすることです。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、7番について、21番 林委員。

21番林委員 場所ですが、〇〇〇〇を〇〇〇〇の入口を〇〇方面に向かいまして、〇〇メートル位行った所の左側の三角の土地であります。

譲受人は運送業を営んでおり、昨今業務量が増えてきましたのでトラックの増車を考えており、敷地が手狭になるために申請地を資材置場として利用したいということで、申請地は平成26年10月30日付けで農振除外になった土地です。

雨水は敷地内処理で、周辺農地所有者からの同意もありまして、資金計画・造成計画につ

いても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、8番について、23番 栗田委員。

23番栗田委員 申請地は、小見川の〇〇〇〇より〇〇〇〇並びに〇〇〇〇に向かい約〇〇メートル程の位置にあり、その周辺は住宅地でございます。

譲受人は、現在社宅に住んでおり、子供の成長に伴い手狭なため住宅を建築することとあります。

用水は水道、汚水・雑排水は下水へ放流し、雨水は宅地内処理とのごとでございます。

隣接農地所有者への説明もしてあり問題なく、資金並びに造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、9番について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 譲受人は、現在実家に住んでおり子供の成長に伴い手狭なため住宅を建築することとあります。

用水は井戸水、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後道路側溝に放流し、雨水は宅地内処理とのごとです。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、10番について、40番 多田委員。

40番多田委員 場所は、〇〇〇〇を入りまして、約〇〇キロ位行った所に豚舎がございます。村中ですが、そのすぐ隣りでございます。

譲受人は学習塾を営んでおられて、経営安定のためということで太陽光発電を設置したいということとあります。

雨水は敷地内処理で、周辺農地所有者からの同意ももらっております。資金計画・造成計画についても適切であると思われまふ。この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないと判断いたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、11番から14番の4件について、43番 小林委員。

43番小林委員 それでは、整理番号11番から14番を一括して、現地調査を行った結果を説明申し上げます。

まず場所でございますが、〇〇より〇〇〇〇を〇〇に向い〇〇〇〇に当たり、〇〇〇〇を左折し〇〇〇〇方面に向かって〇〇キロメートル先の左側に位置します。

譲受人は、山砂採取事業を営む会社で、申請地において山砂採取事業を計画しており、申請地を一時転用するものでございます。

雨水は敷地内処理で周辺農地はなく、近隣住民への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われまことから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求め。平成26年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成26年度第9次農用地利用集積計画、整理番号1番から215番までの設定であります。

所有権移転、6件、21,114㎡、そのうち田が17,876㎡、畑が3,238㎡であります。

賃借権の設定、新規77件、412,842.30㎡で、そのうち田が399,978.30㎡、畑が12,864㎡であります。

賃借権の再設定123件、550,770.87㎡で、そのうち田が512,026.87㎡、畑が38,744㎡であります。

使用貸借権の設定、新規4件、18,961㎡で、そのうち田が17,042㎡、畑が1,919㎡であります。

使用貸借権の再設定、5件、5,280㎡、これは全部田であります。

以上、215件の第9次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 議案第5号156番については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案でありますので、当該事案を分離して審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号156番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号156番は、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可いたします。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議長 次に、議案第5号192番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号192番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号192番は、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可いたします。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の2件を除く213件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の2件を除く213件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の2件を除く213件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 米価の長期的な安定及び向上を求める建議(案)について。米価の長期的な安定および向上を求める建議について、下記のとおり決定する。平成26年12

月 18 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

事務局管理班長 議案の概要説明をいたします。

米価の長期的な安定及び向上を求める建議（案）は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項の規定に基づくものでございます。

この規定の概要でございますが、農業委員会はその区域内の農業及び農民に関する事項につきまして、行政庁に建議することができるという主旨でございます。この建議を行うに当たり幹事会におきまして協議を重ね、11 月の総会におきまして委員の皆様のお手元の方にも建議の案を配布したものでございます。

その建議（案）の内容でございますが、農業経営の安定なくして地域経済、本市の発展はありえない中、平成 26 年度の米価暴落が生産者の経営を圧迫しているという窮状に当たり、今回その議案第 6 号に記載のとおり、下の 4 項目がありますがそちらの 4 項目に関して要望をするものでございます。

この総会におきまして、決定をいただきましたら内閣総理大臣宛に提出する予定でございます。

なお、この案でございますが 11 月の総会において、建議（案）ということで配布した際、「ご意見等がございましたら 12 月 10 日までに私ども事務局の方までご連絡等いただきますようお願いいたします。」と、ご連絡いたしましたのご意見等ございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 6 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は、原案のとおり決定いたします。

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成26年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、5件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成26年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、15件であります。

報告第3号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について。下記のとおり廃土処理（公共事業施行）事業の届出があったので報告する。平成26年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成26年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、2件であります。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時51分